

令和 6 年 3 月 12 日
畜水産安全管理課

遺伝子組換え微生物を利用して製造された飼料の安全性審査基準の新設 (報告)

1 背景

- (1) 遺伝子組換え微生物を利用して製造された飼料及び飼料添加物は、「安全性審査基準」(※1)に基づいた安全性確認が必要である。
※1 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」(平成15年4月1日付け14生畜第8598号生産局長、水産庁長官通知)
- (2) これまで、この技術を利用したアミノ酸(塩酸L-リジン等)、酵素(フィターゼ等)及びビタミン(リボフラビン等)について安全性確認を行ってきたが、いずれも、飼料添加物で、遺伝子組換え微生物が除去されたものであった。
- (3) 一方で、飼料原料として、未利用資源の有効利用の観点から、非遺伝子組換え微生物の発酵残さの利用が広まっていることから、今後、遺伝子組換え微生物を含む発酵残さについても飼料利用の需要が生じる可能性がある。
- (4) しかしながら、現行の安全性審査基準の適用範囲は、遺伝子組換え微生物が除去されている場合に限られており、遺伝子組換え微生物を含む飼料を審査することができない。
- (5) 他方、遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品については、遺伝子組換え微生物を含む場合も含め、食品安全委員会の定める安全性評価基準に基づき、安全性審査が可能となっている。

2 現 状

遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準(※2)を参考に、遺伝子組換え微生物を利用して製造され、かつ当該微生物を含む飼料を審査できる安全性審査基準を新設すること、及び安全性確認の手続を定めた確認手続告示(※3)を改正することについて、令和6年2月29日に開催された遺伝子組換え飼料部会において初回の審議を行った。

※2「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」（平成20年6月26日 食品安全委員会決定）

※3「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続きを定める件」（平成14年11月26日付け農林水産省告示第1780号）

3 今後の予定

今後、安全性審査基準案について、遺伝子組換え飼料部会で引き続き審議し、了承が得られた後、飼料分科会における審議を実施予定。

また、農業資材審議会から答申を受けた後、食品安全委員会にも意見聴取を行う予定。

（参考）安全性審査基準の改正方向

飼料・飼料添加物の種類	現行の審査基準	見直し方向
遺伝子組換え種子植物	種子植物審査基準	審査基準の <u>改正</u> ・内容の見直し ・審査対象の <u>変更なし</u>
遺伝子組換え微生物を利用して製造された飼料	微生物飼料・飼料添加物審査基準 ・審査対象は <u>飼料及び飼料添加物</u> ・遺伝子組換え微生物を含まないことが前提	審査基準の <u>新設</u> ・審査基準は <u>飼料</u> ・遺伝子組換え微生物を <u>含む*・含まないにかかわらず適用</u> （*ただし、含む場合も、生きた遺伝子組換え微生物ではないことが前提。）
遺伝子組換え微生物を利用して製造された飼料添加物		審査基準の <u>改正</u> ・内容の見直し ・審査対象は <u>飼料添加物</u> ・遺伝子組換え微生物を <u>含まないことが前提</u>